

索道事業運送約款（抜粋）

（適用範囲）

第1条 当社の経営する普通・特殊索道事業に関する運送契約は、この約款の定めるところにより行ない、この約款に定めのない事項については法令の定めるところまたは一般の慣習によります。

（運送の引受け）

第2条 当社は、第3条の規定により運送の引受けを拒絶する場合を除いて旅客の運送を引受けします。

（運送の引受けの拒絶）

第3条 当社は、次に該当する場合の旅客の運送の引受けを拒絶します。

- （1）有効な乗車券等を所持していないとき。
- （2）係員の指示に従わないとき。
- （3）旅客の状態等から運送上の安全を期しがたいと認められるとき。
- （4）危険品等を所持しているとき。
- （5）当該運送に関し、旅客から特別な負担を求められたとき。
- （6）当該運送が法令の規定、公の秩序または善良の風俗に反するとき。
- （7）天災その他やむを得ない事由による運送上の支障のあるとき。
- （8）前各号に掲げる場合のほか正当な事由のあるとき。

（係員の指示）

第4条 当社は、旅客に対してその安全輸送と秩序の維持のために運送上必要な指示を行なうことがあります。

（乗車券等の効力）

第6条 乗車券等は、券面記載の条件により使用する場合に限りその効力を有します。

4. 乗車券等は、次の各号の1に該当するときは無効とします。

- （1）券面記載の条件によらないで使用したとき。
- （2）シーズン券を、その記名人以外が使用したとき。
- （3）改造または変造若しくは偽造して使用したとき。
- （4）券面表示事項が判読困難なものを使用したとき。

5. 乗車券等は、購入されたお客様のみ使用可能とし効力を有します。

他人への贈与または売却することを禁止し、その場合は無効なものとし回収します。

(乗客の禁止行為)

第12条 乗客は、次の行為を行なってはなりません。

- (1) 搬器から飛び降り又は所定の位置以外で乗降すること。
- (2) スキーや搬器をゆすぶること。
- (3) スキーリフトや夏山リフト等特殊索道において横乗り等危険な姿勢で乗車すること。
- (4) その他、安全輸送を妨げる行為をすること。

(乗客の注意義務)

第14条 スキーリフトの乗車時の注意義務は次の各号のとおりとします。

なお、夏山リフトにおいても該当する項目はこれに準じます。

- (1) 利用に不安なものは、係員にその旨を申し出ること。
 - (2) 「乗場位置」にすばやく移動し、スキー等を正しく前に向けて搬器を持つこと。
 - (3) 乗れなかったら、すぐに搬器から離れること。
 - (4) スキーやストックが隣の搭乗者の迷惑にならないようにすること。
 - (5) リュック等は膝に載せ、衣服等の紐にも注意すること。
 - (6) ボーダーは、流れ止めをつけ、ハイバックをたたんで乗車すること。
2. スキーリフト乗車中の注意義務は次の各号のとおりとします。
- (1) 搬器に深く腰をかけ、セフティバーのあるときは下ろすこと。
 - (2) 搬器の上でふざけたり、後ろを向いたりしないこと。
 - (3) スtock等で柱などに触らないこと。
3. スキーリフト降車時の注意義務は、次の各号のとおりとします。
- (1) 「おりば」が近づいたら降りる準備をし、降りた後は真っ直ぐに前進すること。
 - (2) 降りられなかったら、そのままイスに座っていて係員の指示を待つこと。
4. その他、係員の指示に従うこと。

(旅客に関する責任)

第14条 当社は、当社の索道運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責を負います。ただし、次の各号の1つに該当する場合はこの限りではありません。

(1) 当社が索道の運行に関し法令の規定上の注意を怠らなかったこと、または索道施設に欠陥若しくは機能の障害がなかったこと等が証明されたとき。

(2) 当該旅客に故意又は過失のあったことが証明されたとき。

(携帯品に関する責任)

第15条 当社は、旅客の運送に関して生じたスキーその他の携帯品等の滅失または毀損による損害については、これを賠償する責に任じません。

ただし、その滅失または毀損が当社の過失によるものであるときはこの限りではありません。

(旅客の責任)

第16条 当社は、旅客の故意又は過失により、または旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らなかったこと等により当社が損害を受けたときは旅客にたいしその損害の賠償を求めることがあります。

(割増運賃等)

第17条 当社は、旅客が所持する乗車券等が、第6条第3項および第4項の規定によりその乗車券等を無効とされたときは、旅客からその乗車券等に相当する額及びこれと同額以内の割増運賃等を申し受けます。

附則

1. この運送約款は1974（昭和49）年 6月 1日より実施します。
2. この運送約款は2000（平成12）年11月21日より改訂します。
3. この運送約款は2005（平成17）年 1月 1日より改訂します。

事業者名 札幌市東区北9条東2丁目
株式会社 りんゆう観光
電話代表 (011) 711-7106